兵庫県ネーミングライツ付与事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、別表１に掲げる施設等のネーミングライツ付与事業について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「ネーミングライツ」とは、県有施設、本県イベント等（以下これらを「施設等」という。）への愛称を付与する権利をいう。

２　「ネーミングライツ付与事業」とは、前項の権利を、施設等に愛称を付与するのにふさわしい者（以下「愛称付与権者」という。）に与え、対価を得ることをいう。

（愛称の基準）

第３条　愛称は、施設等にふさわしいものでなければならない。

２　愛称は、次の各号のいずれかに該当するものを付与してはならない。

(1)　政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(2)　社会問題についての主義・主張に関するもの

(3)　誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(4)　公序良俗に反するおそれのあるもの

(5)　第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

(6)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(7)　第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8)　法令、規則等に反するもの

(9)　求人広告に関するもの

(10)　青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(11)　貸金業に関するもの

(12)　その他、当該施設等の愛称として適当でないと県が認めるもの

（愛称付与権者の基準）

第４条　施設等に愛称を付与できる者は、施設等の公共性等を損なうおそれがない者であって、施設等に愛称を付与するのにふさわしい者でなければならない。

２　次に掲げる業種等に該当する者は、愛称付与権者となることができない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

(2)　貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者

(3)　暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号)第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(4)　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

(5)　ネーミングライツの募集を開始する日から６ヶ月前の日までに県の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者

(6)　国税又は地方税を滞納している者

(7)　その他、公序良俗に反する行為を行う等愛称付与権者に適当でないと県が認める者

（ネーミングライツ料）

第５条　愛称付与に係る対価（以下「ネーミングライツ料」という。）は、施設等の愛称の広告価値及び愛称変更に伴う県民への影響等から妥当と判断される金額でなければならない。

（愛称の使用期間）

第６条　愛称の使用期間は、以下のとおりとする。

(1)　県有施設の場合は、原則、３年以上とし、これに１年単位で期間を加えることができるものとする。

(2)　イベントや講座等のソフト事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。

２　前項の使用期間の始期は､県と応募者との協議により決定の上速やかに開始するものとする。

３　第１項の契約期間中における愛称の変更は、原則として認めない。

４　第１項（1）の使用期間の終期は、原則、始期から起算して３年を超える年度末とする。

（施設等を特定した実施）

第７条　ネーミングライツ付与事業は、施設等ごとに、第３条から第６条に規定する事項のほか募集に際し必要となる事項は、募集要項で定めて実施するものとする。

２　愛称付与権者及び愛称の選定は、兵庫県ネーミングスポンサー選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

（事業者からの提案による実施）

第８条　前条に定めるもののほか、ネーミングライツ付与事業を実施する施設等を特定することなく、事業者からネーミングライツ付与事業に係る提案（既にネーミングライツ付与事業を実施している施設等及び別に定める施設等に係るものを除く。）を受け付けることができる。

２　前項の提案があった場合において、選考委員会による審査を経た上でその提案が適当であると認めるときは、当該提案をした事業者を愛称付与権者にしたネーミングライツ付与事業を実施することができる。

３　前項に規定する選考委員会による審査を経た上で、公募によりネーミングライツ事業を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、前条の規定によりネーミングライツ付与事業を実施することができる。

（決定）

第９条　県は、前第７条、第８条の審査を実施の上、愛称付与権者を決定する。

２　県は、第１項の決定に当たり、条件を付すことができる。

３　県は、前第７条、第８条の審査において適当な者がない場合には、愛称付与権者を決定しないことができる。

４　県は、第１項の決定を行ったとき又は前項により決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者へ通知しなければならない。

（契約の締結）

第 10 条　県は、前条第１項の規定により愛称付与権者を決定したときは、当該愛称付与権者との施設等への愛称付与に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（契約の解除）

第 11 条　県は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1)　指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合

(2)　愛称付与権者が契約の定めに違反した場合

(3)　愛称付与権者の違法行為等により愛称付与権者の社会的信用が失墜する等事業を継続しがたいと認められる場合

(4)　愛称付与権者が第４条第２項のいずれかに該当することが判明した場合

（ネーミングライツ料の還付）

第 12 条　支払われたネーミングライツ料は還付しない。ただし、特別の事由があると県が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（愛称の普及及び定着の努力義務）

第 13 条　県は、愛称の使用期間中においては、その普及及び定着に努力する。

（雑則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。

別表１－１（第１条関係）

番号	施設名	最低価格 （税別）
1	美術館王子分館原田の森ギャラリー	500 万円/年
2	尼崎青少年創造劇場「ピッコロシアター」	
3	兵庫陶芸美術館	
4	こどもの館	
5	図書館	
6	考古博物館	
7	文化体育館	200 万円/年
8	県立武道館	
9	三木山森林公園	
10	フラワーセンター	
11	甲山森林公園	
12	有馬富士公園	

番号	施設名	最低価格 （税別）
13	丹波の森公苑	100 万円/年
14	舞子公園「舞子海上プロムナード」	
15	灘山緑地	
16	丹波年輪の里	
17	兵庫楽農生活センター	
18	但馬牧場公園	
19	嬉野台生涯教育センター	
20	奥猪名健康の郷	
21	尼崎スポーツの森「50m プール・アイススケートリンク」	
22	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターこころのシアター	
23	兵庫県中央労働センター大ホール	
24	兵庫県立姫路労働会館多目的ホール	
25	兵庫県立一庫公園	
26	兵庫県立丹波並木道中央公園	
27	兵庫県立神戸生活創造センター	
28	円山川公苑	50 万円/年
29	海洋体育館	
30	赤穂海浜公園「テニスコート」	
31	赤穂海浜公園「オートキャンプ場」	
32	西猪名公園「ウォーターランド」	
33	三木総合防災公園「陸上競技場」	
34	国見の森公園	
35	ゆめさきの森公園	
36	なか・やちよの森公園	
37	ささやまの森公園	
38	やしろの森公園	
39	宝塚西谷の森公園	
40	神戸西テニスコート	
41	淡路文化会館	
42	但馬文教府	
43	西播磨文化会館	
44	いえしま自然体験センター	
45	明石公園第２野球場	
46	但馬長寿の郷	
47	県庁芝生広場	
48	コウノトリの郷公園観察広場	
49	コウノトリの郷公園　野生化ゾーン（飼育ケージ）	
50	三木総合防災公園「球技場」	

番号	施設名	最低価格 （税別）
51	西猪名公園「テニスコート」	30 万円/年
52	弓道場	
53	木の殿堂	
54	兎和野高原野外教育センター	
55	人と自然の博物館「ホロンピアホール」	
56	ひょうご環境体験館	
57	淡路佐野運動公園「第２野球場」	
58	淡路佐野運動公園「多目的グラウンド」	
59	淡路佐野運動公園「第２多目的グラウンド]	
60	淡路佐野運動公園「第１サッカー場」	
61	淡路佐野運動公園「第２サッカー場」	
62	淡路佐野運動公園「第３サッカー場」	
63	淡路佐野運動公園「屋内練習場」	
64	あわじ石の寝屋緑地	
65	歴史博物館講堂	
66	考古博物館加西分館「古代鏡展示館」	
67	兵庫津ミュージアム	
68	総合射撃場	
69	コウノトリ但馬空港「多目的ホール」	
70	コウノトリ但馬空港「西側公園」	

別表１−２（第１条関係）

番号	イベント名	最低単価（税別）
1	兵庫県移住フェア（仮称）（東京開催分）	30 万円/年
2	陶芸講座	
3	常設体験	
4	学校連携イベント	
5	考古博ＤＥお正月	
6	東播磨･北播磨地域 多面的機能保全向上活動発表会	
7	県政改革方針に基づく取組等に関する出前講座	

別表２（第８条関係）

区分	審査の視点	審査項目
応募者	愛称付与権者としてふさわしいか	経営の安定性
		事業内容／企業イメージ
		地域貢献への理解、取組
愛　称	県民から受け入れられるか	親しみやすさ
	施設等の名称として適切か	施設等イメージとの適合性
		施設の魅力向上
		運営に支障がないか